

特定非営利活動（NPO）法人 ビザサポートセンター広島

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 8 - 26 メープル八丁堀 803号

(相談室：同ビル7階707号)

電話 082-223-5581 FAX 082-225-0057

【相談日時】

月・火・水・金曜日 午前10時～午後5時

【相談業務内容】

＜外国人のよろず相談役を目指して＞

国際化といわれて久しく、ビザや在留資格、帰化、日本人との結婚や離婚、子育てや教育、医療など、外国人が日本で生活していくためには、日本人にはない困難に直面しています。

労働力不足が叫ばれて久しい昨今、外国人労働者の雇用に活路を見出そうとしている個人・法人が増えています。①本邦に在留する留学生を大学卒業後雇用する場合。②本邦に居住していない海外の大学を卒業した外国人を雇用する場合。①②とも優秀な外国人材を雇用することになりませんが、「面接し内定を出した」だけでは日本で働くことができるとは限りません。出入国管理及び難民認定法等(以下入管法等)に基づいて要件を満たしていることが必要となります。

平成29年11月1日より、新たに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、当NPO法人は厚生労働省から告示を受け、養成講習機関となりました。広島は、全国で二番目に技能実習生が多い地域です。

外国人が安心して日本で生活できるようにお手伝いをしたいと思っておりますので、在留資格や国籍変更についての相談はもちろん、技能実習制度に関してのご相談は、当NPO法人までお気軽にお問合せください。

【相談料】

無料

【相談方法】

完全予約制 予約の上、当NPO本部まで来所してください。

